

伊達市立伊達東小学校ホームページ運用規則

（目的）

第1条 この規則は、伊達市立伊達東小学校で開設するホームページ（以下「ホームページ」という。）を適切に運用するための規則とする。

（ホームページの管理者）

第2条 ホームページの管理者は、校長とする。

- 2 ホームページは、管理者の承認を得なければ更新することができない。
- 3 管理者は、ホームページ学校担当者をおく。
- 4 管理者は、ホームページの適切な運用のため、校内における記事作成から管理者による承認および公開までの仕組みを全職員に周知する。
- 5 ホームページ学校担当者は、ホームページ運用のためのシステム設定を行うとともに、学校の実態に即して定期的にホームページへの記事投稿の研修会を開催するものとする。

（承諾）

第3条 児童・保護者の画像および児童の作品をホームページに掲載するときには、「児童・保護者の肖像権および児童の著作権の許諾」の文書により、保護者に児童が入学から卒業までの期間の同意を得るものとする。

- 2 ホームページ掲載後も保護者より削除の申し出があった場合には、速やかに削除するものとする。

（承諾の取り消し）

第4条 保護者が承諾書提出後に承諾を取り下げる旨の依頼があった場合は、速やかに提出された承諾書を返還し、その後写真等を削除するものとする。

（ホームページ掲載記事の制限）

第5条 ホームページに掲載する記事において、以下に定める情報を公開してはならない。

- （1）各号の公序良俗に反する情報
- （2）営利目的につながる情報
- （3）政治活動や宗教活動に関する情報

(ホームページでの個人情報保護)

第5条 児児童・保護者の画像および児童の作品をホームページに掲載するときには以下に定める点を守ることとする。

- (1) 原則として個人情報は掲載しない。(住所や電話番号、生年月日、家族構成がわかる情報)
- (2) 名札などに書かれてある名前は画像処理をして消す。
- (3) 著作権や肖像権などの権利を無視したものは掲載しない。
- (4) 学校から出すお便り等を閲覧するためのパスワードを設定する。

(ホームページの運用)

第6条 ホームページは、最新の情報を地域社会や家庭に向けて発信することを目的として、定期的に更新するものとする。

- 2 ホームページに前項の規定に違反する情報が公開された場合またはホームページに不都合が生じた場合は、管理者は速やかにホームページの公開を停止する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、ホームページの運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成24年8月27日から施行する。

平成28年4月1日、一部改訂する。

令和 5年4月1日、一部改訂する。

令和 6年4月1日、一部改訂する。

令和 6年9月1日、一部改訂する。

令和 6年12月2日、一部改訂する。

伊達市立伊達東小学校学校ホームページ運用規則（細則）

伊達市立伊達東小学校

1 学校日記について

（1）児童及び保護者の写真（肖像）の掲載について

伊達市立伊達東小学校ホームページ運用規則（以下運用規則）第3条にて承諾を得た児童および保護者のみを掲載対象とする。それ以外については、都度掲載に関して許諾を取る。

（2）個人が特定されない掲載について

肖像と氏名情報の双方がある場合は、結びつきから個人が特定されることを防ぐため、氏名情報を加工して掲載する。（運用規則第5条（2））

- ① 教科書、ノート、文房具（さんすうセット等は、各パーツにも注意）
- ② 机やいす
- ③ 賞状の氏名 等

（3）児童作品（著作物）の掲載について

運用規則第3条（承諾）における、「学校が作成した、児童の著作物が使用された作成物の著作権者は学校であること」について許諾を得ている児童作品のみを掲載対象とする。肖像と氏名情報の双方がある場合は、上記（2）を準用する。

2 配付文書について

（1）基本的には、保護者、（児童）、本校教職員のみへの公開とするため、閲覧用パスワードを設定する

（2）掲載期間は単一年度のみとし、過年度分は【カテゴリ】毎非公開とする。

- ① 年度ごとに【カテゴリ】を新設する。例）R6_お知らせ R7_お知らせ
- ② 閲覧用パスワードは、年度ごとに変更する

3 予定表について

- （1）児童および保護者に関する内容を掲載する
- （2）校務分掌 HP 運営担当者が作成する

本細則は、令和6年12月2日より運用する